

## 各種規定等の改定および電子化のお知らせ

当組合は、2018年2月金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」及び2020年4月1日に施行となる民法改正（債権法）を踏まえ、下記のとおり各種規定等を改定いたしますので、お知らせいたします。

本規定改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。さらに、確認にあたっては各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、当組合が求める情報や資料のご提出について適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。加えて、当組合が確認した情報や資料の内容によっては、一部のお取引を制限等させていただく場合があります。

※改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

本改定にあわせて下記の各種規定等の電子化を行います。

つきましては、当組合ホームページにて最新の各種規定等をご確認いただけることから、4月以降は当組合窓口での配布は終了させていただきますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

※印刷した規定の交付をご希望の場合は、当組合窓口へお申し出ください。

### 1. 対象となる各種規定等

- 当座勘定規定                      ○当座勘定規定（専用約束手形口用）
- 普通預金（無利息型普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金共通規定
- 普通預金規定（無利息型普通預金を含む）                      ○貯蓄預金規定
- 納税準備預金規定                      ○通知預金規定                      ○総合口座取引規定
- 定期預金共通規定                      ○期日指定定期預金規定
- 自動継続期日指定定期預金規定

- 自由金利型定期預金（M型）[スーパー定期]規定
  - 自動継続自由金利型定期預金（M型）[スーパー定期]規定
- 自由金利型定期預金（大口定期）規定
- 自動継続自由金利型定期預金（大口定期）規定
- 変動金利定期預金規定
- 自動継続変動金利定期預金規定
- 積立預金規定
- 積立式定期預金規定
- 定期積金（スーパー積立）規定
- 財産形成預金共通規定
- 財産形成期日指定定期預金規定
- 財産形成年金預金規定
- 財産形成住宅預金規定
- 振込規定（制定）
- キャッシュカード規定
- デビットカード取引規定
- pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス利用規定
- けんしんインターネット・モバイルバンキングご利用規定
- けんしんビジネスバンキングご利用規定
- 振替決済口座管理規定（取引残高報告書方式）
- 特定口座約款
- 夜間金庫規定
- 保護預かり規定（セーフティ・ケース）

## 2. 規定適用開始時期

2020年4月1日（水）

## 3. 主な改定内容

### （共通事項）

- 解約等の条項にマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合を追加します。
- 当組合が求める情報や資料のご提供について適切にご対応いただけない場合等に、お取引を制限等させていただく場合があること等を記載した「取引の制限」条項を新設します。
- 規定の変更を行う際の公表方法に、従来の店頭表示の方法のほか、WEBホームページへの掲載による方法を追加します。
- 規定の交付について、環境配慮の観点や社会経済や商取引の更なる電子化を鑑み、従来の印刷した規定を配布する方法のほか、WEBホームページへの掲載の方法を追加します。

### （定期性預金）

- 解約等の条項に、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできない旨を追加します。

【新旧対照表】

<例：普通預金（無利息型普通預金を含む）規定>

※普通預金規定（無利息型普通預金を含む）以外の要求性預金規定においても同様に改定いたします。

改正前（旧）	改正後（新）
<p>6.（成年後見人等の届け出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>(2)～(5) &lt;省略&gt;</p>	<p>6.（成年後見人等の届け出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>(2)～(5) &lt;省略&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>10.（取引の制限等）</u></p> <p>(1) <u>当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) <u>1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(4) <u>日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。</u></p> <p>(5) <u>前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。</u></p>
<p><u>10.（解約等）</u></p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に</p>	<p><u>11.（解約等）</u></p> <p>(2) &lt;同左&gt;</p>

<p>通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第8条第1項に違反した場合</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p>	<p>① &lt;同 左&gt;</p> <p>② &lt;同 左&gt;</p> <p>③ <u>この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p>④ &lt;同 左&gt;</p>
<p>13. (規定の改訂)</p> <p><u>この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。この場合、改訂後の規定は、預金者の契約時に遡り適用されるものとします。</u></p>	<p>14. (規定の変更)</p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示・当組合ウェブサイト(ホームページ)への掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>
<p>&lt;新 新&gt;</p>	<p>15. (規定の交付)</p> <p><u>(1) 規定の交付について、印刷した規定の配布、もしくは、当組合ウェブサイト(ホームページ)への掲載等の方法により行うこととします。</u></p> <p><u>(2) 印刷した規定の交付を特に希望する場合は、当組合窓口へ申し出てください。</u></p>

<例：定期預金共通規定>

※定期預金共通規定以外の定期性預金規定においても同様に改定いたします。

改正前(旧)	改正後(新)
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>3. (取引の制限等)</p> <p><u>(1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の</u></p>

	<p><u>本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(3) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出した在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。</u></p> <p><u>(5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。</u></p>
<p><u>3 (預金の解約、書替継続)</u></p> <p><u>&lt;新 設&gt;</u></p> <p><u>(1) 定期預金等を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して預金証書(通帳式の場合は通帳)とともに当店に提出してください。</u></p> <p><u>(2) 期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して預金証書(または通帳)とともに当店に提出してください。</u></p> <p><u>(3) 前各項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u></p> <p><u>(4) &lt;省 略&gt;</u></p>	<p><u>4 (預金の解約、書替継続)</u></p> <p><u>(1) この預金は当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p><u>(2) この預金を解約または書換継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して預金証書(通帳式の場合は通帳)とともに当店に提出してください。</u></p> <p><u>(3) 期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して預金証書(または通帳)とともに当店に提出してください。</u></p> <p><u>(4) 前各項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u></p> <p><u>(5) &lt;省 略&gt;</u></p>
<p><u>5. (成年後見人等の届け出)</u></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p>	<p><u>6. (成年後見人等の届け出)</u></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場</u></p>

<p>(2) ~ (5) &lt;省 略&gt;  <u>9. (規定の改訂)</u>  <u>この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。この場合、改訂後の規定は、預金者の契約時に遡り適用されるものとします。</u></p>	<p><u>合も同様にお届けください。</u>  (2) ~ (5) &lt;省 略&gt;  <u>10. (規定の変更)</u>  <u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示・当組合ウェブサイト（ホームページ）への掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u>  <u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>11. (規定の交付)</u>  <u>(1) 規定の交付について、印刷した規定の配布、もしくは、当組合ウェブサイト（ホームページ）への掲載等の方法により行うこととします。</u>  <u>(2) 印刷した規定の交付を特に希望する場合は、当組合窓口へ申し出てください。</u></p>

<例：期日指定定期預金規定>

※期日指定定期預金規定以外の定期性預金規定においても同様に改定いたします。

改正前（旧）	改正後（新）
<p>2. (利息)  (3) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第3項により解約する場合は、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u>  (4) &lt;省 略&gt;</p>	<p>2. (利息)  (3) <u>この預金を定期預金共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合は、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u>  (4) &lt;省 略&gt;</p>

以 上